

第 1 2 号議案

亀岡市西別院生涯学習センターに係る 指定管理者の指定について

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 亀岡市西別院生涯学習センター
- 2 指定管理者となる団体の名称
 西別院町自治会
- 3 指定の期間
 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで